

入札監理小委員会
第607回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第607回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年10月30日（金）13：36～15：47

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○政府認証基盤の運用・保守業務

（総務省）

○事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務

（警察庁）

3. 事業評価（案）の審議

○情報処理システム運用管理業務

（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所）

○基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

4. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、関野副主査、大山専門委員、小尾専門委員

（総務省）

行政管理局

千葉調査官

行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室 谷淵課長補佐

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

システム総括管理室

野口室長

吉野次長

システム総括管理室管理課 梶原課長補佐

経理部契約第二課

荻係長

システム総括管理室管理課 藤井専門役

(警察庁)

情報通信局情報管理課 末澤課長
米田課長補佐
福士課長補佐

(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所)

管理調整・防災部 施設課 小野出施設課長
永松課長補佐

(事務局)

小原参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第607回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「政府認証基盤の運用・保守業務」の実施要項（案）について、総務省行政管理局、千葉調査官より御説明をお願いしたいと思います。

○千葉調査官 ただいま紹介にあずかりました総務省行政管理局の千葉と申します。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

政府認識基盤システムの運用・保守につきましては、今回、3回目ということでございますけれども、改めまして、振り返りも含めて、事業概要から簡単に御説明したいと思います。

お手元の資料の参考でございますが、資料A-3を御覧ください。1枚紙、ポンチ絵でございます。政府認証基盤につきましては、国民等と行政機関等の間で、インターネットを用いまして申請、届出等を実現するシステムで、そのための成り済まし、改ざんを防止する、成り済まし、改ざんがされていないことを確認するための仕組みでございます。

認証局と申しますのは、信頼する第三者ということでございまして、認証局と呼んでいただけますけれども、左に国民等の証明書、電子証明書でございますけれども、こちらを発行する認証局が公的個人認証サービス、商業登記認証局、民間認証局ということでございます。それから、行政機関側の電子証明書発行する認証局としまして、政府共用認証局、右のほうの絵でございますけれども、こちらから官職の電子証明書というものを発行してございます。

こういった発行された電子証明書をを用いまして、それぞれ電子申請の公文書のやり取りで成り済まし、改ざんができないように確認する仕組みということでございまして、政府認証基盤としましては、真ん中のブリッジ認証局、それから右の政府共用認証局、これを合わせて政府認証基盤と呼んでございます。

それから、業務規模でございます。左上の四角にございますけれども、業務規模としまして、相互認証ということで、ブリッジ認証局は、民間認証局と政府共用認証局を仲介する形で、相互認証という信頼関係を仲介する形の業務を行ってございますけれども、この相互認証先の認証局としまして13認証局、それから府省等の登録局ということで、各府省から政府認証局に対して官職証明書の発行を依頼する登録局が26登録局でございます。それから、御覧のとおり、証明書発行業務の枚数としましては約2万枚、経費等としましては運用経費29億円強ということでございます。

その下、運用員構成でございますけれども、運用責任者が1名、補佐が2名、監査ログ検査者が2名以上、上級 I A 操作員が6名、一般 I A 操作員が3名以上、監視員が8名以上というような構成になってございます。

一番下の業務内容でございますけれども、政府認証基盤の運用業務といたしまして、ブリッジ認証局の認証業務、これが先ほど申しました相互認証の業務でございますけれども、認証局の相互認証の審査支援、相互認証証明書の発行等を行ってございます。

政府共用認証局の認証業務としましては、官職証明書の発行、サーバー証明書等の発行を行っているということでございます。

運用管理、監視業務とございますが、システム運用関係ということございまして、インシデント管理ですとか、変更管理、あるいは稼働状況の監視といったような業務でございます。

それから、バックアップ、リソース/サクセス状況の集計、あるいは教育、研修といったような業務となっております。

政府認証基盤システムの保守業務としまして、障害保守、予防保守等の業務を行っているということでございます。

右の吹き出しにございますが、確保されるべき対象業務の品質といたしまして、認証業務、システムの運用業務を適切に実施する。それから、リポジトリと申します証明書の失効情報を提供しているサービスがございますけれども、リポジトリサービスや証明書検証サービスの稼働率を99.99%以上といった品質を確保していくということでございます。

簡単ではございますが、政府認証基盤の運用・保守業務の概要は以上でございます。

続きまして、実施要項の詳細につきましては谷渕のほうから説明いたします。

○谷渕課長補佐 それでは、続きまして、お手元の資料A-2、民間競争入札実施要項(案)につきまして、前回のものとの差異、具体的にマークをさせていただいているところ、こちらを中心に御説明させていただきます。

申し遅れましたけれども、私、課長補佐をしております谷渕と申します。よろしく御願いたします。

GPKIの課題につきましては、申し上げるまでもなく、今までの御審議の中で整理をさせていただいているかと思えます。私のほうからは、課題ごとに、この要項(案)の中、具体的にここに書いてございますということを御紹介していく形にさせていただきたいと

思っております。多少、前後するところがありますけれども、御容赦いただければと思います。

それでは、まず1つ目ですけれども、GPKIは共用認証局とブリッジ認証局を一体として運用しているということで、特にブリッジ認証局が分かりにくいのではないかという御指摘をいただいていたところでもあります。これにつきまして、要項（案）の中で可能な限り詳しく書くことを試みたところがありまして、資料の92ページをお開きください。

3、情報システムの要件というところで、今までは一体で書いていたんですけれども、今回は（1）ブリッジ認証局、（2）政府共用認証局と分けて、それぞれ記載を書き下しています。同様の内容につきまして、今度は162ページ、これは総合評価対応表ですけれども、こちらの左上のほうにも同じようにブリッジと共用を分けた記載を入れております。そのブリッジ認証局について極力詳しく書くというのが、まず1点。

続きまして、競争性を確保していくという最大のテーマの一つでありますけれども、それにつきまして幾つか要素がございます。それを御説明いたしますが、まず12ページを御覧ください。12ページから13ページにかけて書いておりますけれども、これは請負者の責任分界を新たに書き起こしたということでもあります。これにつきましては、13ページの表にありますけれども、ステークホルダー、それから、どういう調達に関わっているのか、責任はどうかのかがはっきりしなかったということがありまして、まず入り口として、ここを御理解いただくための記載を入れたところでもあります。

それから、参入しやすくするというところで、運用要員につきましてもう少し柔軟性があるところを紹介したいということで書いておりますが、これは8ページを御覧ください。上半分に表がございますけれども、そちらでマークしておりますが、時間帯によって操作員の数を分けることができると書いています。上級IA操作員1人のときが1時間発生してもいいということですが、実際の運用を踏まえて、この時間帯なら大丈夫というところで設定をしているところです。これも一つの要員要件の緩和ということだと思っております。

続きまして、今度は105ページを御覧ください。真ん中よりちょっと下にマークしてありますけれども、今回は、震度6強以上の地震に耐えられる免震構造の建物を必ず確保してくださいということを要件にしました。これは、地震に耐えるということで、東日本大震災、それから熊本地震とあって、こういう施設が必要だろうというところで書いたということはあるんですけれども、それと併せて、今の施設は現行の事業者が別途、賃貸借

している施設で、そこを使うことが選択肢に入っていた。それがやはり参入障壁の一つになっていたのではなかろうかということで、今回は、公平に、新しいところを調達するところから始めてくれということでやることにいたしました。

これと同様の記載を、106ページ、139ページ、そういったところにしてございますが、そこは省略させていただきます。

続きまして、実際のデータセンターの各区画の面積にもいろいろ要件があるんですけども、そこも緩和したものを記載しております。これが142ページです。142ページに表がございまして、今までの要件よりも若干狭くても大丈夫というところで設定しております。

続きまして、コロナの今の状況を踏まえた修正ということになりますけれども、108ページを御覧ください。その他というところでマークしておりますけれども、リモート環境により作業を行うことができるということも書いています。もちろん、GPKIは、CP/CP Sでがちがちに固まっていて、核になる部分の仕事はデータセンターで行うことは必須ですけれども、請負事業者は、別にずっと張りついて仕事するだけではなくて、本社との連絡を取ったりする必要がある。そのときに、リモート環境をつくって仕事することも可能ですということを書いてあります。

それから、今度は16ページを御覧ください。上のほう、2行マークしておりますけれども、これは業務引継ぎの期間を極力長く取ると記載をしています。設計、開発の終わりに1か月ぐらいでやってくれということになりますと、なかなか手が出ないところがあるかと思いますが、極力早く、随時でやってくれと書いているところです。

競争性の確保という観点からの修正につきましては以上です。

続きまして、CIO補佐官にきちんと見てもらう必要があるという御指摘もあったかと思えます。これにつきましては20ページを御覧ください。上のほうに「なお……」というところで書かせていただきますけれども、これ、正直なことを申し上げますと、書くまでもなく、こういった調達をするときには、意見招請の後、実際の調達手続に入るとき、総合評価方式であればその審査、そういったところに必ずCIO補佐官が関与することになっておりますけれども、それを仕様書上も明確にしたところであります。

続きまして、コスト削減に関するところですが、これにつきましては82ページを御覧ください。関連するところはほかにもあるんですけども、このページで御説明させていただきますと、バックアップの方式、これまでは磁気テープを使っていたんですけ

れども、それを普通のディスクに変更する、そこで経費の削減を図っているところであり
ます。

それから、その他で、これは実はもう現行システムで既に様式を、仕様を変更して運用
しているところで、アプリケーション認証局というものがございましたけれども、不要に
なったということでアプリケーション認証局を廃止する。代わりに、民間事業者から各省
分の証明書を買って、それを送るというような仕事をする事になりまして、そういった
ところを9ページ、10ページ、あるいは11ページの各所に記載させていただいている
ところです。

それから、この要項(案)に記載していないことですが、これまでの御議論の中
で、例えば今、ブリッジと共用で一体的にやっていることを分割することによって、参入
しやすくするというようなことが考えられないかと、考えられるのではないかとというこ
ろもありましたけれども、やはり分割しますと、要員が重複する、同じようなことをやる
作業員が重複することがあって、コストも高くなるのではないかと。もともとGPKIにつ
きましては、最適化のスキームにのせたときに、一体として運用することによってコスト
を下げましょうということをやりましたので、そういった方針にもちょっと抵触するとい
うことで、そちらのほうはやはり適切ではないだろうということ、今回は特段触れてい
ないところであります。

要項(案)の概要につきましては以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問、御意見
のある委員の方、御発言をお願いいたします。

関野先生、お願いします。

○関野副主査 ご説明、ありがとうございます。かなりの修正を加えたという御説明だ
と思うんですけども、根本的なことを聞きますけれども、8ページにございます監視員
のところ、3交代、24時間勤務ということが書いてございます。国民との間で24時
間ずっとつながっていなければいけないということなのでしょうけれども、これを12時
間とか、18時間とかに減らすことはできないんですか。

○千葉調査官 基本的に監視員につきましては、労働時間の関係もございまして、3交代
ということで組んでございます。3交代で、ローテーションする形で8名ということでご
ざいますけれども、基本8時間労働、3交代という形に、仕様で取ってございます。

○関野副主査 そうではなくて、24時間稼働していなければいけないのかということです。

○千葉調査官 GPKIにつきましては、基本的には24時間、夜間でも申請、届出等、手続がございまして、その証明書検証といったサービスについては24時間運用しなければいけない。それとともに、監視もしっかりしていかなければいけないということがございます。

○関野副主査 つまり、行政サービスをやめればいいのかという発想です。労働は昼間だけでいいのではないかとありますが、そういう議論はないんですか。

○谷渕課長補佐 課長補佐の谷渕でございます。

単に行政サービスという観点からは、御指摘のようなことを考えることは可能かと思えますけれども、GPKIにつきましては、御承知のとおり、各省共通の約束事であるCP/CPSで、どういう体制、どういう時間で回すかということが決まっている。そして、それは単に国内だけで決めたことではなくて、国際的な標準に従って決めているところがありまして、なかなか私どもの一存でそこをやめたいということは、ちょっと困難なところがございます。

○関野副主査 つまり、世界的につながっているということだと、例えばアメリカにいる日本人が何かを申請したときに答えなければいけないとか、そういうことですか。日本国内で、24時間働いて認証が必要になるということはないですよ。

○谷渕課長補佐 はい、そこはおっしゃるとおりだと思います。ただ、確かに今、少しおっしゃいましたように、国外から日本の行政機関に対して申請をしたいということも当然ありますし、物によっては先を争うようなものもあろうかと思っておりますので、やはり24時間開けておくだけの理由はそれなりにあるのではなかろうかと思っております。

○関野副主査 24時間開けなければいけないというのは、どこが決めているんですか。

○谷渕課長補佐 CP/CPSにつきましては、各省全体、政府全体の申合せということになります。

○関野副主査 ということは、世界中そうということですよ。

○谷渕課長補佐 はい。

○関野副主査 どの国でも24時間開いている必要がある。

○谷渕課長補佐 はい、そうです。GPKIの形で認証をやっているところは、24時間そうだと理解しております。

○関野副主査 はい、ありがとうございました。

○事務局 ほかに、いかがでしょうか。

○井熊主査 井熊です。

○事務局 はい、お願いします。

○井熊主査 要項については、いろいろな見直しをしていただいで、大変改善されているのではないかと思います。ただ、競争環境という意味で、本来、公サ法で始まったときは、行政情報システム研究所というところがずっと1者で独占的に受注してきたものに対して、民間企業がそれにチャレンジして競争が成立するというを想定していたと思います。ところが、それとは逆の方向に行ってしまった、この研究所と民間事業者が非常に強力なコンソーシアムを組んでしまったというようなことになっているわけです。総務省として、この中で今回も同じようなコンソーシアムが組まれた場合、これに対抗し得る事業者というのは出てくるのかどうか。出てくるとしたら、どのような事業者を想定されているのかということはいかがですか。

○千葉調査官 我々のほうでも、これまで入札説明会等に参加した事業者にヒアリング等を行いました。その結果、どうして参加できないのかという話になったときに、やはりノウハウの蓄積等がなくて、これまでGPKIのノウハウの蓄積がない、あるいはコストに見合ったリターンがちょっと見られない、なかなかコストがあると、リスクが高いといったような判断がなされている。そういった意味で、ほかのコンソーシアムを組んで参入してくるのはなかなか難しい現状なのかなということ、ヒアリング等の結果からうかがい知る状況でございます。

○井熊主査 なかなか想定しにくいと。

○千葉調査官 はい。GPKIが始まってから20年弱になるかと思いますが、現状、なかなか想定しにくい状況かとは見ております。

○井熊主査 今回、かなり細かいところまで要項については御検討されたということで、それでもなお、やはりこういう形で競争が成立することが難しいのであれば、これをやった後に、また調達の方を検討するという方向になっていくんですか。

○千葉調査官 そうですね。今回、3期目ということで、我々も、施設、設備も含めて一体で運用調達を行ったら、新規参入できるのではないかという試みもあってトライするわけですが、そういった状況を見つつ、入札についてもまた考えていかなければいけないと思っております。

○井熊主査 はい、分かりました。どうもありがとうございます。

○事務局 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

井熊主査、お願いします。

○井熊主査 技術的などところに関しては、小尾先生、大山先生、もうかなり検討されているという理解でよろしいでしょうか。

○小尾専門委員 はい、大丈夫だと思います。

○井熊主査 では、今、私が指摘させていただきましたような点もございますけれども、要項の仕様につきましては十分な検討をしたので、これで臨んでみたいというような御趣旨だと理解いたしました。この要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、今後の実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますので、先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、今後、要項（案）の内容等に疑義が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、意見交換等をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○千葉調査官 どうもありがとうございました。

○谷渕課長補佐 ありがとうございました。

（総務省退室）

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構入室）

○事務局 続きまして、「基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務」の実施状況について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構システム総括管理室、野口室長より御説明をお願いしたいと思います。

○野口室長 説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。高齢・障害・求職者雇用支援機構の野口でございます。

では、早速、資料の説明に入らせていただきます。

まず、お手元の資料、C-2、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 基幹ネットワークシステム保守・運用管理業務概要の1枚を使って説明させていただきます。

私ども機構でございますが、高齢者の雇用確保、それから障害者の職業的自立の推進、求職者や労働者の職業能力の開発のために、事業主、障害者、求職者といった利用者を支

援することを業務としております。私どもの業務拠点でございますが、機構本部が1拠点、それから全国に約170の施設を有しております、職員は約7,000人規模で、この職員が効率的かつ円滑に業務を進めるために、業務に用いる情報システム、それから職員用端末を整備しております。これらのシステムの基盤となるネットワークを管理するものが基幹ネットワークシステムでございます、この基幹ネットワークシステムを適正かつ安定に稼働させるために必要な保守・運用管理に係る業務を、今回、市場化テストにより調達しております。

資料、左下に、今回の主な業務内容を整理しております。1点目が情報システムの操作と管理、2点目が基幹ネットワークの障害時の対応、3点目として基幹ネットワークの稼働監視、4点目が運用のサービスレベルの管理、それから情報セキュリティ監視及び管理、6点目が日次報告、月次報告、及びそれらを報告するための会議の開催ということになっております。

このうち、④サービスレベルの管理について説明させていただきます。このサービスレベルの管理につきましては、パワーポイントの1枚紙の下段の右側に示しておりますように、サービス・レベル・アグリーメントいわゆるSLAの評価項目を定め、サービスの質を確保するように管理しております。右下の1)基幹ネットワークシステムのサービス提供時間から、6)申請処理および連絡時間まで、代表的なものを6つ、この資料には提示しておりますが、実際、SLAとしては25項目から成るものを設定して、四半期単位で管理しております。

本事業の概要は以上でございます、細かいものを資料3、実施状況の資料で説明させていただきます。

まず最初に、2ページ目をお開きいただければと思います。本事業の契約期間ですが、平成29年5月1日から令和4年4月30日までの5年間となっております。

今回の市場化テストを通じた調達におきましては、4者からの入札があり、総合評価の結果、株式会社日立システムズが落札しております。

落札決定額は、ページを飛ばしまして、4ページ目ですが、「実施経費の状況及び評価」を御覧いただければと思います。落札額を単年度当たりで計算しますと約8,300万円となっております、5年間の総額は約4億1,800万円となっております。併せて、4ページ目の従来経費の項目以降を説明しますと、従来経費は単年度当たり1億300万円でした。したがって、これと比較しますと、今回の市場化テストの導入により、(3)

に記載しておりますように、単年度当たりでは約19.1%の経費削減を実現しているところでございます。

次に、運用事業者の運用の質を説明させていただきます。資料をお戻りいただきまして、2ページ目の真ん中ほど、「2. 確保されるサービスの質の達成状況概要」を説明させていただきます。

業務の内容につきましては、入札項目に示された運用業務について、今回、適切に実施していただいております。

次に、サービスレベルですが、別紙2の資料でございますように、先ほどのSLAの評価項目25項目を設けておりますが、全ての項目について達成しております。

次に、「ヘルプデスク利用者アンケート調査結果」ですが、100点満点のアンケートを行っておりまして、現在までの平均点で91点の高評価を得ているところです。

それから、また資料をおめくりいただきまして、4ページ目から5ページ目にかけて、今回の運用事業者である株式会社日立システムズの「民間事業者からの改善提案による改善実施事項」ですが、これは月次の定例会などを通じまして常に提案いただいております。主なものは後ろの17ページの別紙3に記載しておりますが、代表的なものとしまして、ネットワーク管理に係る各種手順の整備の提案、それから職員のログインに関して、なりすましによるアカウント乗っ取りを防止するための運用方法の見直し提案などをいただいで、運用の改善に関する提案についても適切に実施していただいているところです。

ページが行き来して恐縮ですが、資料の5ページ目をおめくりください。今回の市場化テストによる実施について、私ども機構で設置しました外部有識者を含みます評価委員会を開催しております。この評価委員会は、外部の委員、それから私どものCIO補佐官を含むメンバーで構成しております。この委員会で今回の事業に関する総括をしておりますが、資料に記載したとおり、市場化テストの終了は妥当と思慮されるが、改善された内容について、その要因を分析し、今後に生かし、今後もさらなるサービスの質の向上、及びコストの削減がなされることを期待すると御意見をいただいで、取りまとめているところです。

以上のような項目を、5ページ目の「6. 全体の評価」としてまとめております。本業務入札においては、4者から応札があり、競争について改善がされました。これは、市場化テストの実施により、今回の委員の皆様を含め、数多くの方から多くの意見をいただき、これまでの運用管理業務の実績に基づいて、具体的な業務内容の開示等を行った上で調達

仕様が作成されたことで、新規参入の妨げとなっていた内容が取り払われたものと考えております。また、実施要項において設定したサービスの質についても確保されており、基幹ネットワークの保守・運用管理の業務委託は、全国の施設の職員が効率的かつ円滑に業務を遂行するため、適切、安定的にシステムを稼働させるという目的も達成できていると、私どもは認識しております。

最後に、5ページ目の下の部分からですが、「今後の事業」について説明させていただきます。

事業の実施状況については、5ページ目の下、(1)にまとめておりますが、網羅的に説明いたします。

実施期間中に受託事業者が業務改善命令を受ける、または業務に係る法令違反等を行った事案はありませんでした。

実施状況について、月次報告において総括情報セキュリティ管理者、及びCIO補佐官からチェックを受ける仕組みを設けております。また、3か月ごとにSLA評価委員会を開催いたしまして、総括情報セキュリティ管理者、及びCIO補佐官を加えまして、各地方施設の業務を管理する課の課長などからチェックを受けて、今後も同様のチェックを受けることとしております。

項目、3つ目といたしまして、入札についてですが、今回の市場化テストにより4者からの応札があり、競争性は確保されているものと認識しております。

4つ目ですが、経費については、冒頭、説明させていただいたとおり、市場化テスト導入前と比較しまして、単年度当たりで約19.1%の削減効果が見込まれております。

5番目ですが、対象公共サービスの確保されるべきサービスの質について、全項目で基準を達成しており、サービスの質は確保されているものと認識しております。

以上のことから、私どものこの事業については良好な実施結果をお示しできたものと考えております。

つきましては、次期事業についてですが、終了プロセスに移行の上、自ら公共サービスの質の維持向上、及び経費削減を図っていきたいと考えております。なお、当然のことながら、終了後も、公共サービス改革法の民間競争入札のプロセスを通じて、進めてきた公共サービスの質、実施期間、入札手続、情報開示に関する事項を踏まえた上で、サービスの質の向上、及びコスト削減を図っていく所存です。

以上で、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明いたします。

○事務局 そうしましたら、資料C-1に基づきまして、基幹ネットワークシステム保守・運用管理の評価（案）について説明させていただきます。

まず、1ページ目の事業の概要等でございますが、こちらは先ほど機構のほうから詳細に説明ございますので、割愛させていただきます。

続きまして、2ページ、評価でございます。評価の1、概要、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

その具体的内容については、2、検討以降でございます。

まず、(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。確保されるべき質の達成状況でございますが、先ほど実施した機構より説明があったとおり、全ての項目を満たしており、確保されるべき質は全て達成したものとと言えます。また、民間事業者からの改善提案についても、インシデント管理の改善や、ログ管理の改善、機構本部の計画停電の対応の改善等、様々な改善提案がなされておまして、これらの民間事業者からの改善提案が公共サービスの質の維持、向上につながったものと考えております。

続きまして、3ページ目、(3)実施経費でございます。単年度当たりで約1,970万円、率にして19.1%の削減効果が認められます。

(4)選定の際の課題に対応する改善ですが、本事業は、1者応札が継続していたところ、4者応札になっており、公共サービスの質の維持、及び経費削減効果も認められることから、課題への対応はなされたと言えます。

(5)評価のまとめでございます。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成しております。また、民間事業者により様々な改善提案がなされており、業務の質の向上にも貢献したものと評価できます。実施経費についても、約1,970万円、約19.1%減少しており、経費削減効果がございました。なお、本事業の実施期間中に、委託民間事業者への業務改善指示等はなく、法令違反等もございません。今後も、雇用支援機構に設置している評価委員会において、事業実施状況のチェックを受けることを予定しております。

最後、(6)今後の方針でございます。本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針のⅡ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

以上でございます。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○井熊主査 よろしいでしょうか。

○事務局 はい、お願いします。

○井熊主査 1点だけいいですか。大変すばらしい結果で、終了とすることで全く異論はないんですけれども、いろいろな条件の改善を行った中で何が一番効果的だったと思われませんか。

○野口室長 高齢・障害・求職者雇用支援機構でございます。説明の中で申し上げたところですが、1つは、市場化テストにより調達を行うことで、調達仕様書に記載する内容、それから事業者実際に実際どれをやっていたかという業務内容を開示いたしまして、それを精緻に理解していただいたことが成功の一因だったと認識しております。

○井熊主査 ありがとうございます。内容を十分に伝えることが一番効果的だったということですね。どうもありがとうございます。

以上です。

○事務局 ほかに、ございますでしょうか。

○小尾専門委員 小尾です。

○事務局 お願いします。

○小尾専門委員 今の井熊主査からの質問に関連するんですけれども、入札をしてきた者には今までヒアリングをしていないと、ちょっとお聞きしています。入札しなかった会社にはいろいろヒアリングをして、どうして入札しなかったかというのは聞いていたようですが、入札した会社にも、今回、4者という形で増えているので、そこら辺が入札の契機になったかということをぜひヒアリングしていただいて、こういう改善をすると入札したくなるんだというようなヒアリングをして、それを事務局側にフィードバックしていただけると助かります。もし、そういう機会があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○野口室長 ありがとうございます。一応、ヒアリングというほどではないんですが、今回の機会を通じて、現在、受託している事業者とお話する機会がありましたので、そこでお話しした内容から、かいつまんでポイントを申しますと、まず1つは、企画提案書評価委員会で自分たちにプレゼンをして受託するという仕組みなので、自分たちの事業の有益性なり、ポイントをきちんと提示できるということがございました。

それから、当初、運用員10名程度で運用していましたが、受託事業者は、仕様書等を精査した結果、人数を7名程度で運用できるということもありましたので、そういうことも考えながら、自社の既存のノウハウを流用して確実な事業運営ができる、また、複数の管理業務も横断的に支援するバックサポートチームを有しているという、優位性が十分に生かせるものと見込まれたので、応札に参加したということです。要は、受託事業者の優位性を生かせるかどうかがこの回の調達の中で見て判断できたと、受託事業者は認識しているということでした。

○小尾専門委員 ありがとうございます。多分、仕様書とか、説明会とかを通して、そういう認識を得たということでしょうかね。

○野口室長 私どもも、そのように考えております。

○小尾専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 それでは、本件につきましては、これにて審議を終了としまして、事務局におかれましては、本審議を踏まえ終了とする方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

また、小尾専門委員に御指摘いただきました参加してくれた要因についても、ぜひまとめて記録していただけるようお願いしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

○野口室長 ありがとうございます。

(独立行政法人高齢・障害・就職者雇用支援機構退室)

(警察庁入室)

○事務局 続きまして、「事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務」の実施要項（案）について、警察庁情報通信局情報管理課、末澤課長より御説明をお願いしたいと思います。

○末澤課長 警察庁情報通信局情報管理課長の末澤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務の民間競争入札実施要項（案）につきまして、御審議いただく機会をいただき、ありがとうございます。

今回、御審議いただく実施要項（案）につきましては、警察庁内部で検討、作成した後、令和2年9月下旬から10月上旬に意見招請を行いました。意見招請の対応は後ほど御説明させていただきますが、その結果を反映させていただいたものでございます。

それでは、実施要項（案）の説明をさせていただきます。なお、御説明に際し申し上げますページ番号でございますが、全体ページ数で示したものでございますので、よろしくお願いいたします。

第1期でございますが、業務システムのハードウェア賃貸借、システム構築を、プログラム開発及び保守業務と一括調達といたしました。今回の第2期におきましては、ハードウェアを、別途、調達しております警察情報管理システムの共通基盤を利用することとしており、本実施要項はプログラム開発及びプログラム保守が対象となります。資料で、赤文字の見え消しとなっている箇所が前回の第1期からの変更点となります。

また、22ページからお示ししている別添1の仕様書は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの改訂に伴い、項番や構成が大きく変わっており、変更箇所が多いことから、プログラム開発仕様書は主な変更部分を黄色のハイライト表示とし、91ページからの別添2、プログラム保守委託仕様書は新旧対照表としております。

資料D-2の実施要項（案）に沿って御説明いたします。

なお、資料D-3につけております業務概要、A4のポンチ絵でございますが、こちらも適宜、御参照いただければと思います。

まず、実施要項案3ページの2項に基づいて、対象業務の内容等について説明いたします。

事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務は、テロリスト及び不法入国者の上陸阻止、輸入禁制品等の密輸阻止、指名手配者の逮捕等の水際における取締りの徹底を図ることを目的としております。

(2) ア項のとおり、事前旅客情報照合業務では、航空会社から提供される国際線の搭乗者氏名等の旅客情報と関係省庁が保有する要注意者情報を照合し、我が国の安全対策上問題がある旅客等の情報を関係部署に通報します。

また、イ項のとおり、外国人個人識別情報認証業務では、入国審査時に提供される外国人の個人識別情報と関係省庁が保有する要注意者の個人識別情報を照合し、我が国の安全対策上問題がある旅客等の情報を関係部署に通報します。

次に、(3)対象業務の詳細で請負者が行う業務の内容を示します。プログラム開発では、

業務プログラムの設計、開発、導入等のほか、完成図書の作成を実施している内容になっており、22ページからの別添1、事前旅客情報照合業務専用プログラム仕様書に詳細を記しております。第1期からの主な変更点としましては、参加業者の不安、払拭を目的とし、他システムとのインターフェースの概要図を87ページの別紙3として追加したこと、社会情勢の変化に伴い、第1期の契約後に別契約で実施した業務B及び業務Cの一部機能の追加をしたこと、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの改訂に伴う仕様書の項目、項番の変更、及び記載内容の見直しを行ったこと、サプライチェーンリスクの対策として必要な要件の追加をしたこと、民法改正に伴う契約不適合責任への記載の変更といったところがございます。

また、プログラム保守では、業務プログラムの障害対応、OSやデータベース等にパッチ等の修正が必要となった場合に生じる業務プログラムの修正、技術的な問合せへの対応等を実施していただく内容になっており、91ページ、別添2の事前旅客情報照合業務専用プログラム保守委託仕様書に詳細を記しております。第1期からの主な変更点としましては、警察内部における仕様書の様式変更に伴う項目、項番の変更、及び記載内容の見直し、サプライチェーンリスク対策を含むセキュリティ確保に必要な要件の追加といったところがございます。

次に、4ページ、(5)確保されるべき対象業務の質についてです。開発スケジュールの遵守に加え、本件では、我が国の安全対策上問題のある旅客等の情報を、迅速かつ確実に警察の関係部署に通報するという業務の性質を考慮し、障害等で技術者の派遣要請があった場合の駆けつけ時間を3時間以内としています。障害報告に要する時間と問合せの回答に要する時間につきましては、原則5執務日以内としておりますが、コンピューターシステムを対象としている性質上、障害の内容、あるいは質問の内容によって、報告や回答に長時間を要することも十分に考えられます。そのため、期限内に報告できない場合の対応も考慮しております。第1期からの変更点ですが、第1期はハードウェアを含めた一括調達としていたため、障害復旧目標時間を警察庁や警察署の緊急度も含めて設定したところ、今回はプログラムのみであるため設定はしておりません。

続いて、5ページ、(6)創意工夫の発揮可能性です。100ページに、別添3として総合評価基準書(案)をまとめております。これは、質の向上の観点から提案をいただく中で、請負者の創意工夫を反映して公共サービスの質の向上を図っていくものです。第1期からの主な変更点ですが、警察庁のガイドラインの更新に伴い、様式や加点の評価基準の

記載内容といったところがございます。今回は、業務プログラムの開発を対象としていることから、技術点の加点項目にサーバープログラムで実現することによるメンテナンス性の向上、利用者の意見を取り入れた画面レイアウト変更、受入れテストまで視野に入れた具体的な対応などを評価基準として記載しております。

続いて、8ページに飛びますが、5項の入札スケジュールです。現行の第1期システムは、ハードウェアの運用期限を迎える令和5年2月まで運用し、次期システムは令和5年3月から運用開始を予定しております。そのため、プログラム開発は令和3年度から4年度にかけて2か年で行い、運用開始の令和5年3月から令和9年2月までプログラムの保守を実施する予定です。入札手続は、令和3年3月中旬に入札公告を行い、入札書及び企画書の提案、提出期限を同5月中旬として、企画書の作成期間を2か月確保しております。契約締結は、同6月の予定でございます。

続いて、9ページ、6項の請負者を決定するための評価の方式です。一般競争入札を行い、総合評価落札方式で事業者を決定することとしております。第2期では、プログラム開発とプログラム保守を総合評価の対象としており、得点配分は、価格点と技術点の比率を1対1とし、それぞれ1,000点満点です。総合評価の結果は、警察庁の総合評価委員会で組織的に決定いたします。

続いて、11ページ、7項の従来の実施状況に関する情報の開示についてです。(1)開示情報として、従来の実施状況の詳細は、138ページ、別添4のとおり、現行システムに関する平成29年度のプログラム開発1年目からの状況を記載しております。第1期は、ハードウェアとプログラムの一括調達であったため、ハードウェアに関する実施状況も記載していました。第2期は、プログラムのみが対象になりますので、様式から不要な部分を削除し、内容更新いたしました。

11ページに戻って、(2)資料の閲覧ですが、入札を希望する事業者の要望に応じ、適切かつ広く資料を閲覧できるよう対応したいと考えております。具体的には、第1期の納品物であるプログラムリスト等の現行プログラム関連ドキュメント、プログラム仕様書において、別途指定事項等となっている内容を開示いたします。これにより、参入障壁の引下げ、潜在的な事業者の掘り起こしが期待できると考えております。

このほか、9項の請負者が対象業務を実施するに当たり講じるべき措置に関する事項等においては、14ページのオに追記している民法改正に伴う変更等をしております。

続いて、第1期の評価結果を踏まえ、課題であった、1者応札、経費削減の対応につい

てです。事業者がリスクと感じている不安を払拭することで、1者応札が改善されるとともに、競争性の確保による経費削減に効果があると考えております。第2期に向けての警察庁の取組として、アンケート結果から、事業者がリスクと感じていた他機関、他省庁のシステムとの接続や、他社が構築した指掌紋システムへの接続について、事業者の不安を払拭するため、資料提供招請時に説明会を実施いたしました。

説明会では、他システムとのインターフェースや、業務の概要について図示した資料を用いて、接続には一般的な通信プロトコルを使っていること、本業務の中では、指掌紋システムの画像情報そのものを送受信するだけで、画像情報を照合することはしていないこと等を説明いたしました。その上で、競争性の阻害要因となる点があるか、あるならば、その理由と改善方法についても招請する資料の一つとして提出を求めたところ、導入説明書の受領業者12者のうち3者から資料提出があり、そのうち1者から意見がありました。意見の内容は、警察庁ホストシステムとの連携処理にある文字コード変換がホストメーカー独自コードを含むため、参入障壁となるのではないかというものでした。これについては、意見のあった事業者に閲覧予定の資料を確認していただき、その結果、当該資料が閲覧可能であれば技術的な参入障壁とはならない旨、確認しております。

これらの資料提供招請の結果を考慮し、実施要項（案）のプログラム仕様書には、説明会で説明に使った概要図を、85ページ及び87ページの別紙1及び別紙3として新たに追加するとともに、警察庁ホストシステムとの連携処理で文字コードは本システムに適したものに交換する必要があること、変換の詳細は別途指定することといった記載をする見直しを行いました。

続いて、意見招請の対応です。意見招請時も、資料提供招請時と同様、事業者がリスクと感じた不安を払拭するため説明会を実施いたしました。意見招請は、9月18日から10月9日までの間で実施したところ、実施要項（案）受領業者7者のうち、3者から12件の意見が提出されました。詳細については、資料D-6にまとめております。そのうち4件については、意見を踏まえ、必要な修正を行いました。ほかは、仕様書の記載内容の確認であり、実施要項（案）の修正には至っておりません。

最後になりますけれども、10月26日付で、内閣官房のIT総合戦略室から、標準ガイドラインの改訂が11月頃に予定されている旨の連絡があり、その中で、ODB登録用シートが情報資産管理標準シートになるとされていることから、実施要項（案）の関係箇所に変更が必要である旨、申し添えさせていただきます。

以上、駆け足でございましたけれども、本実施要項（案）について御説明いたしました。審査のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 大山です。

○事務局 大山先生、お願いします。

○大山専門委員 説明、ありがとうございました。ちょっと確認させていただきたいんですが、今、使っているソフトウェアの権利、著作権はどこが持っているのでしょうか。それから、今、使っているものと今度のプログラム開発との間で、どういう違いを求められているのかというところを教えてくださいませんか。

○末澤課長 著作権につきましては、私ども警察のほうを持つ形になっております。

違いとおっしゃいますのは、具体的な何か……。

○大山専門委員 プログラムの開発で、もう1回やることになっていますが、この開発、改めて開発をしたいという一番大きな理由です。今までのものでは駄目だということですよ。

○米田課長補佐 基本的に仕様書は開発になっておりますが、現行プログラムを次期の新しいハードウェアに乗せ換えるということを想定しております。具体的には、OSやデータベースのバージョン等が上がる等がございます。併せて、業務上の一部修正等がございます。この対応をしていただくというもので、基本的には現行のプログラムをベースに考えております。

○大山専門委員 ありがとうございます。現行のプログラムというのは、警察庁が結構努力してつくられたという記憶があるんですが、そうではなかったですか。どこかの業者が丸ごとつくって、その著作権をもらったということですか。

○米田課長補佐 基本的に、当該プログラムにつきましては、警察庁の仕様に基づき委託開発したものを、警察庁側で著作権を持っているというものでございます。

○大山専門委員 そうすると、現行業者というか、委託を受けて、受諾してつくったところの優位性というのは特段ないと言えるんですか。

○米田課長補佐 既存業者は、業務を知っている利点はあるかと思いますが、プロ

グラム自体は警察庁が持っており、全て提供することができますので、現行業者が有利ということとはさほどないかと考えております。

○大山専門委員 ありがとうございます。

もう1つ、ハードウェアとのマッチングが時々あるんですが、それって結構嫌らしいパターンが出てくることがあるんですよね。そこについては、どのようにお考えですか。今は、そこについて特段の問題は出ないだろうとお考えですか。

○末澤課長 基本的に今回のハードウェアというのは、警察の共通基盤として整備するものを利用すると考えておりますので、当然のことながら、できるだけオープンなアーキテクチャーを使ってつくってまいりますし、必要な情報を提供してまいりますので、大きな問題は生じないだろうと考えております。

○大山専門委員 ありがとうございます。そうやってやって、結構失敗している例があるんですよね。特殊なデバイスが入ると特にそうなんですけれども、今回のやつはそんなものはないと期待はしますが、ハードウェアの仕様はこの開発と並行する、ないしは何らかの形で開示することはできるのでしょうか。

○米田課長補佐 ソフトウェアの開発に伴いまして、基本的にOSのバージョン、データベースのバージョン等は、ある程度指定しないと開発できないということがあるかと思えます。プログラム業者から、プログラム製造の過程において何かそういう指定事項があれば、ハードウェアの整備のときに考慮するというのを考えております。

○大山専門委員 ハードウェア、あるいはOSまでの構成は、もう既に決まっていると考えていいですか。

○米田課長補佐 次期の共通基盤につきましては仮想環境で整備しますので、仮想環境上のソフトウェアについては別途、調達を考えております。

○大山専門委員 分かりました。そうすると、何も問題が起きずに動くことを期待するというか、そうあっていただきたいとは思いますが、今みたいなことが起きそうな予兆があったら、ぜひ対応いただければと思います。

○末澤課長 私どもも、当然、問題なく調達して、また動いていくことを期待しておりますし、それに向けて、情報の開示ですとか、そういうものについてきちんと努めていきたいと思っておりますし、受託業者と連携して開発を進めていきたいと考えております。

○大山専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ほかに、いかがでしょうか。

○井熊主査 井熊です。

○事務局 お願いします。

○井熊主査 御説明、ありがとうございました。

この事業の一つの救いというのは、説明会の参加者がたくさんいるということではないかと思っています。ただ、一方で、毎回毎回10者も事業者が聞きに来て、特定の1者しか参加しないということに関しては、いろいろな理由があると思うんですが、不参加のヒアリングのところに書いてあることだけが理由なのかとやはり思ってしまって、そこに関しては対策がなされていると理解しましたが、ぜひこういう説明会をしていただいて、コロナで制約もありますが、警察庁のほうでいろいろな質問には答えて、十分、分かりやすいような情報は、必要があれば追加的にも開示するとか、そういう姿勢を、ぜひ公募が始まってからも事業者に示していただいて、不安を取り除くような取組をしていただければと思います。

○末澤課長 今、御指摘あった点を踏まえまして、丁寧な情報開示ですとか、丁寧な説明に努めてまいりたいと思います。

○事務局 ほかに、いかがでしょうか。

○小尾専門委員 小尾です。

○事務局 お願いします。

○小尾専門委員 前回というか、今回、実施要項を結構いろいろ考えられてつくっているという感じは受けているんですが、一方で、この発注の題目ですけれども、伺ったところによると、今回、つくるシステムの中で、いわゆる旅客情報の照合とか、指紋の照合とか、そういうことを行うわけではないと。実際には、警察庁が使う端末側で照合結果を見たりするという業務で使うとお聞きしているので、確かに説明会を行って、業務の内容を説明会に参加された方は把握して、正しく理解されているとも思うんですけども、発注の題目を、実際に行うものに近い題目にすることは可能でしょうか。そのほうが、多分、見たときに、例えば題目を見て応札しようかどうか決めるような事業者もいると思うので、比較的、参入の最初のバリアをなくすことができるのではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○末澤課長 実は、恥ずかしながら、平成15年からこの名称を一貫して使っているところがございますけれども、そういう視点で捉えたことがなかったということがございますので、今、先生から御指摘いただきましたことを踏まえて、事務局などとも調整させてい

ただきながら、よりよい、要するに本当に実態が分かるようなタイトルにできないかという
ことについて、至急検討したいと思います。

○小尾専門委員 よろしくお願ひします。

○事務局 ほかに、いかがでしょうか。

井熊主査、お願ひいたします。

○井熊主査 それでは、いろいろ検討していただいているので、先ほど私が申し上げたよ
うに、柔軟なコミュニケーションを図っていただきたいという現場での対応はございま
すが、実施要項につきましては、先生方、これで行っていただきたいということでよろし
うございませうか。

(「異議なし」の声あり)

○井熊主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって小委員会での審
議は終了したものといいたします。今後の実施要項の取扱いや監理委員会への報告書の作成
については、私に一任していただきたいと思いますが、先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○井熊主査 それでは、実施要項の内容等について何か疑義が生じた場合には、事務局か
ら各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願
ひいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○末澤課長 どうもありがとうございました。

(警察庁退室)

(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所入室)

○事務局 続きまして、「情報処理システム運用管理業務」の実施状況について、国立研究
開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所、管理調整・防災部施設課、
永松課長補佐より御説明をお願いしたいと思ひます。

○永松課長補佐 よろしくお願ひします。

情報処理システム運用管理業務は、現在、実施している事業で3期目になります。業務
内容としましては、職員が情報処理システムを円滑に利用するため、当研究所に設置され
ておりますサーバ、端末装置及びネットワーク機器の運用管理業務を行うものです。

契約期間は、平成30年4月1日から令和4年3月31日の4年間です。

受託事業者は、日本電気株式会社になっております。

実施状況の評価期間としましては、平成30年4月1日から令和2年3月31日の2年間となっております。

受託事業者決定の経緯としましては、一般競争入札、価格競争方式によりまして、入札参加者1者が要件項目を満たしたため、開札の結果、予定価格の制限の範囲内である日本電気を落札者として決定しております。

資料2-1の2ページ目になりますけれども、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価につきましては、こちらの表に記載のとおりになっておりまして、当研究所の評価としましては、情報システムの稼働率、ヘルプデスクの利用者満足度調査、セキュリティー上の重大な障害の件数、情報システム運用上の重大な障害の件数、サーバ内データの定時バックアップ、ウイルス情報の把握、ウイルス定義ファイルの更新、4ページに参りまして、業務の内容につきましては測定指標内という、全て適切に実施しているため、サービスの質は確保されていると考えております。

5ページ目になりますけれども、実施経費の状況及び評価としましては、実施経費としましては、5年間で4,224万円になりまして、1年間相当で1,056万円になります。

経費節減効果としまして、市場化テスト前、こちらは平成24年度単年度になりますけれども、1年間で1,056万円となっております。節減率は0.0%、増減がない状態になっています。

3) 評価としましては、今回の業務では、情報セキュリティー対策の向上のために追加された機器の運用管理、また、法人統合による3研究所間のネットワーク共有に関する運用、管理を実施要領に定めて入札を行っておりまして、市場化テスト前から比較して業務量は増えているが、経費の増減がないことから、実質的に経費節減の効果があったと考えております。

4番目としまして、民間事業者からの改善実施事項につきましては、情報セキュリティー対策に関しましては、第二G S O Cの指摘や改善方法等の通知がありまして、当所から機能拡張の相談をした結果、メール暗号化と外部接続二要素認証について、当所情報処理システムに最適なシステムの提案がありました。検討の結果、そちらの2つのシステムを円滑に導入することができております。

また、コロナウイルス感染症対策として、当所への訪問報告等をメールやウェブ会議による対応で行って、従来どおり、問題なく業務を円滑に実施することができております。

ページをめくりまして、6ページ目になりますけれども、競争性改善のための取組につ

いてです。こちらのほうは、別紙になりますけれども、資料2-2、自己チェック資料で説明させていただきたいと思っております。資料2-2、別紙2の自己チェック資料を御覧になってください。

実施要項における競争性改善上のチェックポイントの対応状況につきましては、(1) 運用技術者手配は、平成25年度から事業者が常駐運用技術者の手配、確保をしやすいように複数年契約としております。

(2) としまして、調達仕様書の内容の明確化ということで、平成25年度分から、(a) (b) の2つの内容を記載することによって、業務内容の数量、及び業務量を明確化しております。また、履行証明書項目一覧を提示することによる評価基準を明確化しております。平成30年度には、入札説明会を実施いたしまして、質疑応答を行うことにより業務の内容を明確化しております。

(3) 契約前の参考資料等閲覧ということで、平成25年度から情報システム、こちらはハードウェアですが、に関しての資料を入札公告期間中に閲覧可能としております。

(4) としまして、関連業務（情報処理システム賃貸借・保守業務）の同時期契約ということで、平成30年度契約は、別件でありますけれども、運用管理業務を行う情報処理システム賃貸借・保守業務を同一期間の契約として発注しております。事業者が参加しやすくなると考えまして、他事業者が導入、設置した機器を運用管理することを好まない事業者が多いということで、この対応をしております。

(5) としまして、応札不参加者へのヒアリングということで、平成28年度契約より、実施要項及び調達仕様書等取得者に対して、応札に参加しなかった事業者へのヒアリングを実施しております。これは後ほど御説明します。平成30年度契約時は、実施要項と調達仕様書等取得者は1者が応札しただけでした。

こちらのヒアリングにつきましては、別紙になりますけれども、資料B-4になります。すみませんが、こちらを御覧ください。ヒアリングの詳細ということで、当時、応札に参加しなかった事業者、日立システムズに理由を聞いたところ、価格競争だけでは難しいということで、今回は参加しませんということがありました。また、今年の8月に、ちょっと取引のある業者に、このような実施要項に基づく入札はできますかと問い合わせたところ、自社が構築したシステムでなければ運用管理業務は難しい、参加はしないというような回答をいただいております。

資料2-2に戻りまして、裏面になりますけれども、(6) 応札後の準備期間の確保とい

うことで、平成25年度は準備期間として落札後2週間を確保していました。平成28年度には、さらに落札後4週間を確保しました。また、公告から応札までの期間を51日から60日間確保できるように、入札業務手続を前倒ししております。

(7) 実施要項及び調達仕様書配布の簡素化ということで、平成30年度の契約につきましては、実施要項、調達仕様書の配布、郵送に加えて、メールでの送付を行えるようにしております。

次に、実施要項のさらなる改善が困難な事象の分析ということで、(1) 業務体制の特殊性ということで、我々の業務の運用につきましては運用技術者の常駐が必要であり、必要最低限の1名として計上しております。費用算出には人件費のみの計上となっております。運用技術者の資格要件を緩和することもできないことから、新たな事業者の参加を望むことは難しい状況であると考えております。

また、(2) としまして、現行業務範囲の縮小ということで、現在、海上技術安全研究所と電子航法研究所と当所の3研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の情報システムの統合を進めております。当研究所の保有サーバとしましては台数が大体4割減になるということで、今、検討を進めています。今後、業務量が減ることから、現行の業務範囲がさらに縮小されることになりまして、事業者の新規参入が見込めないと考えます。

資料2-1のほうに戻りまして、6ページ目の下段になりますけれども、6. 全体的な評価としましては、ヘルプデスク利用者満足度調査は全ての項目において基準スコアとしている75点を上回る結果となっております。7ページのほうに行きまして、システムの運用状況については、個人情報保護の流出や、システムが長期に正常にできない状況、及びシステムが保有するデータの喪失等の重大な障害や問題は発生しておらず、正常稼働率は99.8%でありました。

以上のように、実施要項において設定したサービスの質が確保できていると評価できると考えています。

民間事業者は、安全で快適な環境の維持が図られることは評価できまして、また、事業実施期間中に民間事業者が業務改善指示を受けたりとか、業務に係る法令違反行為等はありませんでした。

実施経費につきましても、市場化テスト前から、運用技術者1名と、管理技術者月1回の報告による来所の最低限の人件費のみを計上をしております。市場化テストの前から

業務量は増えているが、経費の増減がなく、実質的に経費節減の効果はあった。

5) としまして、競争性を確保するため、様々な取組を実施してきたものの、応札者については1者であり、競争性確保に課題が残っております。

今後の事業につきましては、今期は3期目ではありますが、事業全体を通して実施状況は以下のとおりということで、①民間事業者は義務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はありませんでした。

②としまして、研究所には、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会が設置されておりまして、その枠組みの中でも実施状況報告のチェック等を受ける体制が整っております。

今回の入札は1者応札でありましたが、過去のヒアリングから価格競争だけでは入札に参加できない等の理由から、今後、新規参入の事業者を望むことは難しい状況である。

対象公共サービスの確保すべき質については目標を達成しておりました。

8ページでありますけれども、従来経費と契約金額との比較による経費節減については、運用技術者1名常駐と、管理技術者次1回の報告の最低限の人件費のみを計上しております。今後も、経費としては、人件費の上昇分が増額となるが、ほぼ同額に近い費用となることから、さらなる経費節減の効果は望めないと考えております。

上述のとおり、競争性に課題は残るが、総合的に判断すると、良好な実施結果を得られていることから、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないため、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の基準に照らし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了したい。なお、市場化テスト終了後も、これまで民間競争入札等監視委員会における審議を通じて厳しくチェックされた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、港湾空港技術研究所自ら、公共サービスの質の維持向上、及び経費節減を図る努力をしまいにしたいと思います。

以上になります。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、当事業の評価について、総務省より説明いたします。

○事務局 情報システム運用管理業務につきまして、御説明させていただきます。資料B-1を御覧ください。

まず、事業の概要ですが、こちらは実施府省より説明がございましたので、詳細は割愛

させていただきます。

次に、評価につきまして、終了プロセスに移行することが適切であると考えております。

検討の内容について御説明させていただきます。2ページ目、3ページ目を御覧ください。

確保されるべき質の達成状況につきましては、7項目ございまして、全て目標水準を達成したと判断できます。民間事業者からの改善提案につきましても、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

また、3ページ目、(3)実施経費につきましては、従来の実施経費と比較すると同額であるところ、従来事業から業務が追加されていることなどを考慮いたしますと、一定の効果があつたものと評価できます。

3ページ目、下を御覧いただきまして、(4)にこれまでの競争性改善のための取組をまとめております。入札スケジュールの見直しや、仕様書の業務内容、業務量、評価基準の明確化、ハードウェアに関わる資料の情報開示、別契約である情報システム賃貸借・保守業務の契約期間を本事業と同一期間とするなど、小委員会で御指摘いただいたことや、事業者へのヒアリング結果も受けて対応したのものも含め、様々な取組をしております。

続きまして、4ページ目、(5)業務の特殊性等を御覧ください。競争性を確保できない理由ですけれども、まず業務の体制についてです。本事業は、単年度換算で1,000万円程度の事業でございまして、常駐の運用技術者1名と管理技術者月1回の報告分の人件費のみを計上しております。現業務範囲では、これ以上、運用管理者の資格要件を緩和しても、新たに事業者の参加を望むことは厳しい状況だと考えております。

また、現行の業務範囲の縮小についてですけれども、現在、3研究所のシステム統合、包括化の検討が進められておりまして、港湾空港技術研究所のサーバ類、ネットワーク機器の一部が海上技術安全研究所に移ることが想定されております。その結果、それに伴う業務が減りまして、現行の業務が縮小される方向となります。この点からも、新たに事業者の参加を望むことは厳しい状況でございます。

(6)評価のまとめでございます。確保されるべき質につきましては全て目標を達成しております。また、民間事業者の改善提案につきましても業務の質の向上に貢献したものと評価できます。実施経費につきましても、一定の効果があつたものと評価できます。一方で、1者応札が継続しておりまして課題が認められます。この点、競争性改善のための取組を実施したものの、業務の体制等の理由によりまして、市場化テストの実施だけでは

実施状況のさらなる改善が見込めないものと考えます。

以上によりまして、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針のⅡ. 1. (2) の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもちまして市場化テストを終了することが適切であると考えます。

以上です。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

関野先生、お願いします。

○関野副主査 説明、御苦労さまでございました。

評価については、致し方ないという結論になるので異存はないんですけども、業務の体制のところで常駐をずっと求めているということで、1名の常駐と管理者説明を月1回ということですけども、今後、これからも、システムが統合されていってもこれは続けるというお考えなんでしょうか。常駐者をずっと1名確保すると。

○永松課長補佐 港湾空港技術研究所です。今後のお話でありますけれども、常駐者がいないとできない業務と、リモートでもできる業務という切り分けを、今後、検討を進めなければいけないという認識は持っておりますが、現時点で常駐をなくすというところにはならない、完全にリモートでやるということにはならない。ある程度、1週間に1回だとか、1週間に2回というような、オンサイトで来ていただく形になるのではないかと考えております。

○関野副主査 そうだと思うんですけども、今の技術でも、多分、リモートでできるのではないかと思うんですけども、そういうものではないんですか。

○永松課長補佐 パソコンのほうを見ていただいている、やはりユーザーから質問があって、パソコンの確認をしなくてはいけないという項目が少なからずとも残っていきますので、こちらについてはリモートではできない状況だと、現在、考えております。

○関野副主査 分かりました。結論は、これで結構だと思っております。

○事務局 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○井熊主査 井熊ですけども、よろしいですか。

○事務局 井熊主査、お願いします。

○井熊主査 この案件が終了であるかどうかというのは、今、関野先生から御指摘あったように、常駐を求めるかどうかという点にもうかかっていると思います。なので、研究所

のほうで、常駐を現段階では見直すことが業務上できないというのは仕方のないことだと思いますが、ぜひ総務省の評価（案）に、今回は終了ということだけでも、昨今のデジタル化の方針を踏まえて、今後はデジタル技術を使ったより柔軟な業務形態の検討を期待したいとか、そういうようなことをぜひ入れてほしいと思います。

○事務局 はい、承知いたしました。

○事務局 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

井熊主査、お願いします。

○事務局 それでは、今の常駐の件もございしますが、現段階での業務体制、本日の審議を踏まえまして、終了する方向で監理委員会に報告をお願いしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所退室)

— 了 —